

## 未納債権の現状について

東京国道事務所 経理課 杉野 裕喜  
(現：常総国道事務所 総務課)

### 1. はじめに

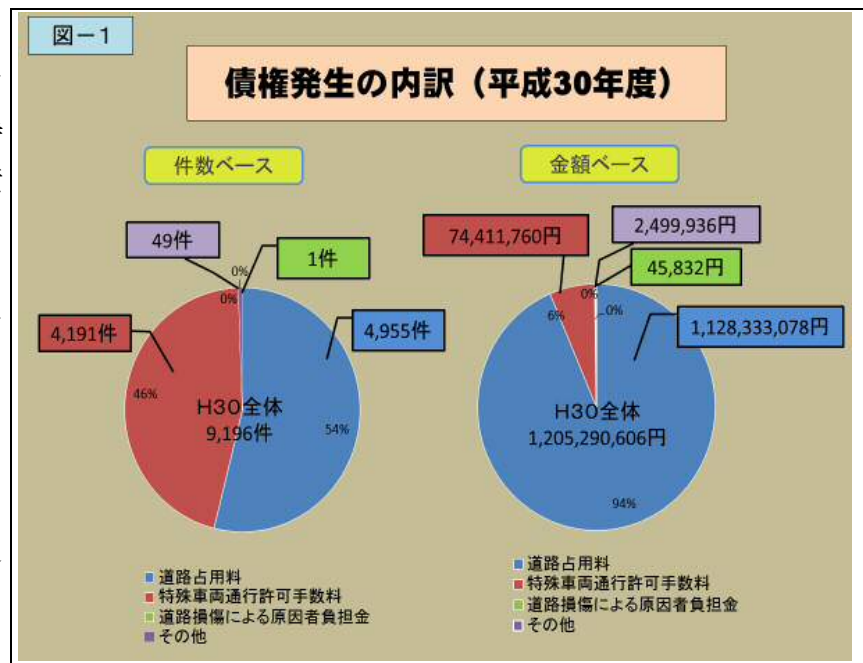
歳入とは国の収入のことであり、国から相手方に代金等を支払う「歳出」とは反対に、相手方から国に対してお金を支払ってもらうことである。そして、相手方に対して金銭の給付を請求しうる権利のことを債権という。

本稿では、最初に、東京国道事務所において取り扱う債権にはどのような種類のものがあるか、また、年間にどれだけの件数の債権が発生するかを示す。その中で、納付期限を過ぎても相手方からの納付がなされず、未納債権となっているものについて、当事務所における件数、未納となっている債権の種類について現状を示していく。最後に、未納債権を解消していくために、いかに取り組むべきかについて、債権管理業務に携わっていく中で考察してきたことを発表したい。

### 2. 東京国道事務所で行う債権の概要について

当事務所で昨年度1年間に発生した債権の実績を、図-1に示す。

件数ベースにおいても、金額ベースにおいても、「道路占用料」「特殊車両許可手数料」の債権が殆どを占めている。これらは道路法の規定に基づく債権であり、それぞれの内容を説明すると、「道路占用料」とは、道路敷地上に設置される「看板」「日除け」「工事用仮設」等に対して面積に応じて設置者から徴収しているもの



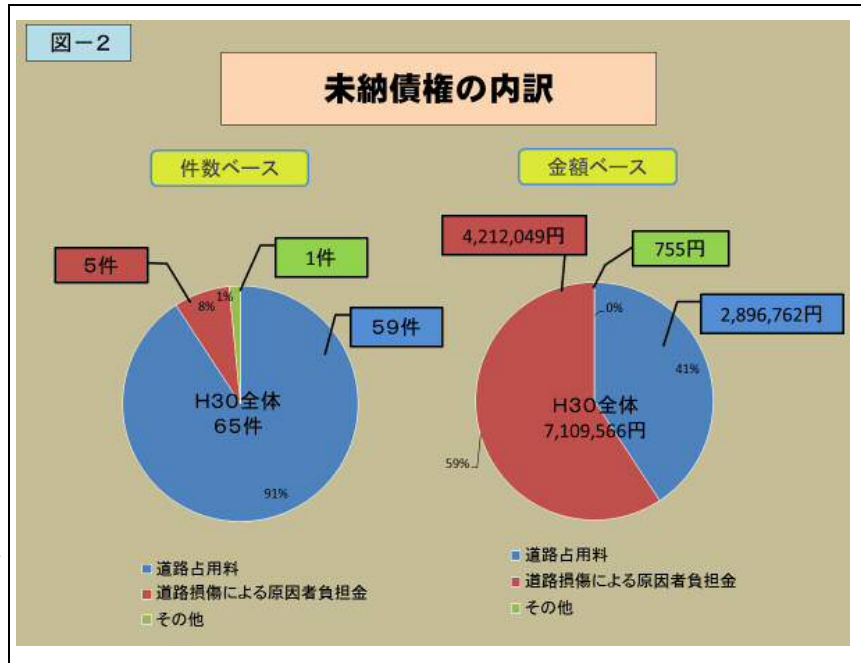
である。「特殊車両通行許可手数料」とは、一般的制限を超える大きさ、重さの車両（特殊車両）を通行させるために必要な許可申請手続において、手数料として徴収しているものである。この2種類の他に、道路法に基づく債権として、「道路損傷による原因者負担金」がある。これは、交通事故等により道路施設（ガードレール、街路灯、植栽など）を損傷した場合に、復旧工事の負担金を損傷の原因者に負担させるものであり、H30年度にも1件の実績があった。ちなみに、「その他」の内訳としては、宿舍料関係の債権（給

与差引ができない出向者等のもの)、ICカード乗車券の用途外使用に伴う返納金、自動車交換購入に伴うリサイクル料金の返納、工事の履行遅滞に伴う損害金の債権などがあつた。これら「その他」にあたる債権は、件数、金額において全体に占める割合は少ない。

### 3. 未納債権の現状について

発生した債権は大半が納付期限内に弁済されているが、例年、一定数は期限までに弁済されず、未納債権となってしまう。当事務所で未納債権として残っているものの総数を図-2に示す。(H31.4月末現在で、納付期限から1ヶ月以上経過している債権を計上。)

昨年度末現在において未納債権として管理しているものは65件残っている。その内「道路占用料」が59件と大部分を占めている。「道路占用料」以外は、「道路損傷」が5件あるが、金額ベースで見ると全体の59%となっている。「道路占用料」に比べると「道路損傷」は件数は少ないが1件あたりの債権額が大きいた



め、金額で見ると全体の約6割を占めている。また、債権発生件数では全体の半数近くを占めていた「特殊車両通行許可手数料」は、未納となることは少なく、現在未納債権として残っているのは0件である。

次に、未納債権について発生年度別に件数を示したものが下記、図-3である。

年度によってばらつきがあるが、例年、10件弱の債権が未納となって次年度以降に持ち越されているという現状である。最も古いものではH17年度に発生した債権もあり、10年以上経過している債権がまだ残っていることになる。



#### 4. 未納債権への対応について（①道路損傷による原因者負担金の場合）

道路損傷に関する未納債権は現在5件ある。これらの内容を図－4に示す。

債権金額（元本）は、30万円台のものから、最も金額が大きいものは250万円を超えている。最も古い債権は平成17年に発生したものであり、13年以上が経過しているが、未だ完済されていないという状況である。

そもそも、交通事故により道路損傷を起こした場合、通常は自動車保険により復旧費用

図－4

道路損傷による原因者負担金 未納債権 5件

債務者	現住所	損傷発生日	損傷物件	債権金額 (元本)	残額 (H31.4月末)
Aさん 52歳男性	北海道上川 郡当麻町	平成17年 9月	プリンカーライト 1基 ガードパイプ 18本 ガードパイプ支柱 9本	464,964円	389,964円
Bさん 42歳男性	東京都 大田区	平成18年 4月	ビーム 24枚 支柱 8本	367,993円	87,993円
Cさん 27歳男性	東京都 練馬区	平成25年 3月	街路灯及び基礎 1基 高木(イチョウ) 2本 低木(オオムラサキツツジ)20本 縁石補修 1式	1,602,192円	330,000円
Dさん 83歳男性	埼玉県 さいたま市	平成25年 6月	街路灯及び基礎 1基 障害物表示灯 5基 ガードレール 20m システムカディ 1式	2,574,092円	2,574,092円
有限会社E 代表取締役	千葉県 市川市	平成25年 8月	横断禁止標 33m 低木(ワレメガシ) 54本 低木(ササキツツジ) 171株	928,256円	830,000円

が手当てされることが多い。東京国道事務所が管理する国道においては、年間300件弱の道路損傷事故が発生しているが、殆どは保険により処理されている。しかし、法律で義務付けられている「自賠責保険」は人的損害を担保するものであり、道路施設の損傷といった「物損」は対象ではない。このため、いわゆる「任意保険」に未加入の運転者が道路損傷事故を起こした場合、国への歳入として損傷復旧の負担金を求めることになる。

道路損傷の負担金は高額となることが少なくないが、原因者の経済状況が良くない場合、一括で弁済してもらえないケースが多い。こういった場合は、相手から「債務確認書」および、月々の弁済計画を記載した「支払確約書」を提出させて、分割弁済という形をとる。

そもそも、道路法に基づく債権は消滅時効が5年と定められており、本来は債権発生から5年が経過すると時効が完成するため、不納欠損という処理により債権を消滅させなければならない。しかし、上記にもあるように、現在残っている未納債権には発生から10年以上経過しているものもある。これは、民法の規定に基づき、「債務の承認」が時効を中断させる要件の一つとなっており、分割弁済という行為によっても、債務の全体を「承認」したと見なされることから、最後に分割弁済したときから起算して時効が5年に戻るという効力があるためである。

道路損傷の債権については、多くが高額な債権となり、相手の経済状況も良くないことが多いので、債務者が納付を渋っているうちに転居などで連絡が取れなくなり時効が到来してしまうのを防ぐため、債権が発生した当初から、債務者とよく連絡を取り、継続的な分割弁済ができるような弁済計画を立てることが重要である。

#### 5. 未納債権への対応について（②道路占用料の場合）

未納債権のうち件数の9割を占めているのが、道路占用料の債権である。これらの多く

は、店舗等の看板や日よけ、工事用仮設の設置によるものである。

道路占用の未納対応はさまざまであるが、まず、看板等の場合、その店舗等が営業を続けている場合は、基本的に債務者と連絡を取ることが可能であると思うので、電話や手紙により督促を行い、それでも納付されない場合には直接債務者を訪問し、臨戸督促を行っていく。納付の意思が見られない場合は、督促状を発行し、延滞金を発生させることにより債務者に早期の納付を求める対応を行っていく。

しかし、店舗等が既に閉店していたり退去している場合、債務者との連絡が取れなくなってしまうことがよくある。このようなことを防ぐために、あらかじめ、会社や店舗の電話番号だけでなく、担当者や責任者に直接繋がる連絡先を押さえておくことが重要である。それでも連絡が取れなくなってしまった場合には、相手が株式会社等であれば、法務局で法人の登記事項証明書（いわゆる法人登記簿）を取得して、住所の移転の有無や、代表者の住所を知ることができる。また、店舗等が閉店している場合、経営がうまくいかなかったことが想像できるので、破産手続がされていないかについても法人登記簿で確認する必要がある。債務者が企業でなく個人経営の場合等、商業登記がされていないこともあるが、その場合は、市区町村より住民票を取り寄せ、債務者本人の所在を調査することも多い。

工事用仮設の占用料の場合も、一時的に物件を設置して工事が終わったら撤去して現場事務所等が無くなってしまうものであるため、相手との連絡が取れなくならぬよう、法人登記簿、住民票から債務者の所在を見失わないようにしておく。

実感としては、悪意を持って占用料を払わない人もいるが、悪気はないが、最初の時に納入告知書が担当者に届かなかったり、単純に納付を忘れていたがその後の国からの催促がなかなか届かなかったために、払う気をなくしてしまうというケースも多いと思われる。債務者との連絡が確保できていれば、こうしたケースは解消することが可能なはずである。

## 6. おわりに（未納債権を増やさないために）

未納債権を減らすためには、既存の未納債権への対応も必要だが、それと同様に、新規の債権を未納債権にしないことが重要であると感じる。新しく発生した債権については、初めから債務者と連絡が取れない状態であることはほぼ無いので、納付期限が過ぎたら早めに電話や手紙による督促を行い、相手の反応から長期末納になりそうな兆しがあれば、なるべくその1年間の内に問題を解決できるよう、債務者との接触ができていううちに早め早めの対応ができれば、新たな未納債権が増えることを抑制できると考えられる。

最後になるが、誰であれ、お金を払うのはイヤなものであるから、督促の電話等をして、相手はいい反応をしてくれることはまず無い。その中において、「何のお金なのか？」「なぜ払わなければいけないのか？」と聞かれることは多く、それに対しては説明できる準備をしておかなければならないし、加えて、初めに許可を与えるとき、費用負担命令を行うときに、相手に対してどれくらいの金銭負担が何年間生じるのか等を説明した上で相手に納得してもらっていることが未納を防ぐスタートとなると考えられる。そのためにも、経理部局と道路管理部局との情報共有をはかり、連携をして業務を行っていくことが大切であると考えられる。